

第2回板橋区再犯防止推進計画検討部会 議事録

(1) 概要

日 時	令和7年4月 14 日(月)14 時～16 時
場 所	板橋区役所北館 11 階 第一委員会室
出 席 者	【委員】13名 川村岳人部会長、戸井宏紀副部会長、篠田良夫委員、石橋勇委員、高田洋子委員、齋藤和彦委員、田邊和子委員、太田美津子委員、菅原貴文委員、室積勝浩委員、遠藤慎一委員、西嶋太委員(欠席者なし) ※延山智範委員の代理として市川氏（志村警察署交通安全課）が出席 【事務局】6名 丸山福祉部長、小田生活支援課長、生活支援課庶務係4名 【区関係課】16名 男女社会参画課長、防災危機管理課長、くらしと観光課長、長寿社会推進課長、健康推進課長、生活衛生課長、志村健康福祉センター所長、おとしより保健福祉センター所長、障がい政策課長、障がいサービス課長、赤塚福祉課長、支援課長、住宅政策課長、指導室長、生涯学習課長、教育支援センター所長 【計画策定支援事業者】 株式会社 名豊
会議の公開 (傍 聴)	公開
傍 聴 者	1 名
議 題	1 板橋区再犯防止推進計画の骨子案について
配 付 資 料	資料1 板橋区再犯防止推進計画検討部会委員名簿 資料2 (仮称)板橋区地域保健福祉計画2030の骨子案について(概要版) 資料3 板橋区再犯防止推進計画の骨子案について
所 管 課	福祉部生活支援課庶務係(電話:3579-2352)

(2) 議事

議 題 1 板橋区再犯防止推進計画の骨子案について

議事内容

【川村部会長】

議題1「板橋区再犯防止推進計画の骨子案について」を議題とする。

事務局より説明をお願いします。

【資料2、資料3について説明】

【川村部会長】

資料2に沿い、(仮称)板橋区地域保健福祉計画2030の骨子案について、説明いただいた。地域保健福祉計画は、社会福祉に関する上位計画と位置づけられており、再犯防止推進計画は、地域保健福祉計画に包含されるということである。分野別の支援を拡充させていくことはもちろんだが、それだけでは対応できない問題、例えば、制度の狭間にあるケースや、孤立の問題、本人がサービスを受けることを拒否しているケース等も踏まえ、どのような対応ができるかが社会福祉の大きな課題となっている。厚生労働省も重層的支援体制整備事業を導入しており、板橋区でも実施を予定している。

板橋区再犯防止推進計画の骨子案について、重点課題として何を挙げるのか、また重点課題をどのように読み解くのかで、計画の内容が方向づけられるので、本日の時点で、重点課題に関するご意見等をいただきたい。事務局説明に対する質問、ご意見も含め、お願いします。

【石橋委員】

第二次東京都再犯防止推進計画を読んだが、東京都は法務省からの資料を提供されたとあり、板橋区では法務省矯正局から資料を提供されたとあり、板橋区の統計資料のほうが細かいと感じた。板橋区でも、法務省からの提供資料とすればよいと思う。

2030年までの5年間の計画期間となっているが、板橋区ではSDGs板橋ネットワークに記載されている「誰一人取り残さない」という理念が、記載されているのかどうか確認をお願いしたい。

【生活支援課長】

1点目の、板橋区での表記が法務省矯正局で細かいというご指摘だが、データをいただいた際に、このように表記してほしいということだった。また、問い合わせ等の際にも、どこからのデータなのか詳細がわかったほうが便利だということで、このままの表記でお願いしたい。

2点目のSDGsに関しては、再犯防止推進計画に限らず、福祉分野も含め、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」という考え方を入れていきたいと考えている。地域保健福祉計画に関しても、包含される再犯防止推進計画に関しても、SDGsの考え方を取り入れながらつくっていくということである。

【川村部会長】

重点課題が6つ挙げられているが、これに関するご意見があればお願いしたい。

【戸井副部会長】

6つの重点課題の4番目の「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等」に、「指導」という言葉が入っていることに関して違和感を抱いているのだが、国の計画にも「指導」という言葉が入っている。また、対象になる「犯罪をした者等」については、区の地域保健福祉計画の中では、「者」ではなく「人」という表現を用いている。今回示された骨子案の中では表現が混在している。地域福祉の視点からは、「障がいのある人」という表現が使われていると思う。この部分に関連してご意見をいただきたい。

【川村部会長】

これは表現をどうするのかという問題だけでなく、対象となる方をどのようにとらえるのかという本質的な議論になると思う。一方で、国が定めた計画なので、それと表現が乖離することは好ましくないということで、調整が難しい部分だと思う。矯正施設を出所された方は、地域住民になるので、この計画が地域保健福祉計画に包含されるということで、そのような認識は必要だと定義しているのだと思う。現段階で、「指導」「犯罪をした者」という表現について、事務局の考え方をお聞きしたい。

【生活支援課長】

これらの表現については、いまのところ、国の計画に準じている。ただ、地域保健福祉計画に包含される計画でもあり、本編との整合も必要であるし、受け取られる印象についても重要だと思う。国の計画から外れないようにしつつ、検討を続け、どのような表現にするのか決めたいと考えている。

【齋藤委員】

4番では、この6月から施行される拘禁刑の趣旨と一致している。今までは、懲役は刑事施設に拘置き、所定の作業に付すということだったが、それを撤廃して拘禁刑に代えるということである。それは、犯罪者の特性に応じた指導をしようという考え方からくるものだと思う。これを、板橋区の重点課題としたときに、果たしてだれがこの課題を指導し、実施していくのか、疑問に思う。

【生活支援課長】

ご指摘通り、刑法が改正されて拘禁刑になったということで、そのような考え方を取り入れていこうと考えている。矯正に関しては、区でというより、いろいろなところと連携し実現するということで、その上で、区としてどのような支援ができるのか、例えば、他のサービスとつなげることで再犯を防ぐ等も、ここに記載していきたいと考えている。

【齋藤委員】

そうであれば、言葉として「指導の実践」ということではなく、何ができるのか、これから模索していくということだと思う。

【生活支援課長】

実際には「指導」と「支援」というものが大きな意味があると考えている。「指導の実施」とだけ書かれていれば、そのようには読み取れないので、表現方法を検討したいと思う。

【川村部会長】

現行の表記だと、「区が主体に行う」という印象を与えかねない。ここでの主眼は、「関係機関と連携しながら、そのような体制を整備していく」ということだと思うので、内容のご検討をいただきたい。

【篠田委員】

国が矯正施設の中で拘禁刑をこのようにしていくということだが、受刑者たちを、それぞれの特性を活かした 24 のグループに分ける方法をとっている。例えば、若者のグループ、高齢者のグループ、発達障がいグループというように分け、若者のグループでは中学以降の教育を受けていない者が多いので、1年間ほど学習をしていくということである。実際に、対象者の少年に、高卒の認定試験を受ける支援をする機会が多い。今はそれを個人でしているが、区で支援していただけると大変助かると思う。

また、現在、刑務所の中には高齢者と発達障がいの方々の割合が高いと聞いている。発達障がいの方は刑務所を出た後、医療機関につなげないと、社会の中で生活していくことが難しい場合が多い。医療で治療していくことを、できれば公的な機関でしていただけると再犯を防ぐ効果があると思う。

精神保健福祉法第 26 条に通報に関する規定があるが、刑務所の所長は、発達障がいの人が出たときに、都道府県に通報し、医療機関につなげるということである。しかし、2023 年には、出所者数が 16,233 人で、そのうち 3,237 人が、この 26 条通報をされたということであるが、医療機関につながった例は 51 人ということである。このあたりを区で支援していただけるとありがたいと感じる。発達障がいには、いろいろなパターンがあるが、本人はよいと思っていて、犯罪抑止ができない場合もあるので、それを薬で抑えることができるのだと思う。

【川村部会長】

踏み込んだ内容のご意見、感謝する。

事務局、いかがか。

【生活支援課長】

発達障がいの方が、相談できなかつたり、医療機関につながっていなかつたりすることで、再犯につながる可能性が高くなるということは認識している。発達支援センター等とも連携して、必要であればつなげていけるとよいと思う。区の実施している事業を周知し、ご理解していただくことも必要だと感じている。

【川村部会長】

非常に重要な部分だと思うので、具体的な取組のところに反映していただきたい。

【西嶋委員】

実際に、更生保護の現場の最前線で自治体に関わる保護司の方が、出所者等を何かしらの支援につなげたいと考えて窓口に出向いた際に、一般の人と同じ扱いを受けて、なかなか適当な支援窓口につながらず、大変な思いをすることがある。自治体としては特別扱いになるといけないということかもしれないが、なかなか話が進まないということを保護司からよく聞く。出所者等は切羽詰まっている人も多く、一般の人と同じように1から手続きを進めようとする、住居の確保、就労の確保等が間に合わない。保護観察期間が短い場合、十分な支援ができないまま保護司が関わる期間が終わってしまうという事態になることもある。特別扱いして欲しいという意味ではなく、そのような対象者に関しては、対応をとりまとめ、各関係機関につなげる役目をする方がいると助かると思う。保護司も出所者等と一緒に生活保護の手続きやハローワークでの仕事探しなどで、あちこち回り、非常に苦勞されている方が多い。自治体として協力が難しいこともあると思うが、ワンストップの窓口をつくっていただけると大変助かる。板橋区には保護司会の窓口はあるが、それは保護司会組織の事務を担う部署である。実際に支援対象者を連れて、相談を受けられる窓口があるとよいと思う。

保護司に関して、資料3の8ページに、板橋区の保護司の取り扱い件数が記載されている。下の図をみると、保護観察を受けている方が167人や182人と、年間通じてこの人数がずっといるという印象を受けるが、これは年間の保護観察支援の総数である。令和7年4月1日現在で、板橋区内で保護観察を受けている人は88人である。保護観察はすぐに終わる方もいれば、終わってもまた始まる方もいるので、足していくと取扱件数は資料のような数になるということである。場合によっては、2つの保護観察を受けている人もいる。なお、東京保護観察所管内では、立川支部管内を除いて、1,555人という数である。

現在、保護司の活動が非常に大変になっている。昨年、滋賀県大津市で保護観察対象者が担当保護司を殺害したとして逮捕される事件が起こった。その影響もあり、保護司のなり手が少なくなっており、自宅で面接することが難しい方も増えている。板橋区にお願いしたいことは、保護司のなり手の確保の支援である。広報等に載せたり、区職員のOBの方をお願いしたりする等、お願いしたい。資料17ページの民間協力者の活動促進の部分に当たる。

もう1点お願いしたいことは、面接場所の確保である。自宅で面接をすることが難しい方のために、区のどこかの施設の1室をお借りして面接することを可能にいただけるとありがたいと思う。

【川村部会長】

1点目のご意見、ワンストップの相談窓口とそこで包括的な相談支援が受けられる体制づくりの整備は、この領域に限らず、重層的支援体制整備事業を実現する部分にも関わることだと思う。地域保健福祉計画とも連動させながら考えていくべきことだと思う。

2点目のご意見、保護観察取り扱い件数に関しては、正しい解釈ができるように、データの読み取り方をお示しいただくとよいと思う。

3点目のご意見は、保護司のなり手の確保と面接場所の確保のバックアップを、区にお願いしたいということで、17 ページの具体的な取組のところに記載していただきたいということである。

【生活支援課長】

保護司のなり手の確保と面接場所の確保の難しさについてはお聞きしている。なり手については、区の職員OBにチラシを配り周知を始めている。面接場所の確保については、一部の集会施設を利用できるように調整中である。少しでも活動がしやすくなるように動き始めているので、この計画に記載できるとよいと考えている。また、ご意見をいただき、できることを見つけて、再犯防止につながるよう、検討を進めたいと思う。

【川村部会長】

なり手の確保と面接場所の確保の難しさは、民生・児童委員についても同様だと思う。

【田邊委員】

若い委員の方は就労している場合が多いので、月に1回の会議に出席することは難しい。民生委員も高齢化が進んでいる。重点項目3に子どもへの支援に関する項目があるが、民生委員の活動で言うと、不登校等に対する支援を行っている。各学校で教室を不登校の子どものために開放して、来られるときだけでも登校できるように整えていると思うが、その活動を進める上では、民生委員やPTAのボランティアで賄っている部分が多い。さらに専門職の方がいると支援が充実すると感じている。

【川村部会長】

具体的な方法をご提案いただいた。一時的なボランティアや役職が必要になるものに関しても、地域住民の協力を引き出すということだが、これは伝統的に社会福祉協議会が取り組んできた部分だと思う。

【太田委員】

18 ページの⑥「地域による包摂の推進」の3つ目に「複合的な課題を抱える者に対しては、地域における支援のネットワークを強化し、より適切なサービスの提供を行う必要がある」とあるが、資料2の地域保健福祉計画の項番2に、「地域福祉コーディネーターのモデル配置」が記載されているように、地域福祉コーディネーターを配置している。役割としては、地域にアウトリーチしたり、住民と協力しながら地域の困りごとに対応したりするということである。地域福祉コーディネーターは、窓口につながる一步手前のような、どこに相談したらよいのかわからない方の相談に対応することが可能である。区内 18 地域センター内の3地区にモデル配置されている。今年がモデル配置の最終年度であるので、全地域配置に向けて区と協議を進めている。私どもができることは、地域と行政をつなぐという役割だが、窓口につながる手前の方だけでなく、つながった後にも地域の理解が重要なので、保護司の方々などとも連携してできることを見つけ、ひとつずつ丁寧に広げていきたいと考えている。イベントに、支え合い会議と保護司が連携して参加している地域もある。

【川村部会長】

地域福祉コーディネーターの重要な役割の1つとして、保護司とも連携しながら、地域の中で孤立している方を地域住民につなぐというものがあると思う。罪を犯したことで地域の中で孤立している人が、放置されてしまえば、地域の中に包摂されていくということは難しいと思う。それは、重層的支援体制整備事業がめざす地域の中での共生になると思う。引き続き、情報共有をお願いしたい。

【篠田委員】

支え合い会議については、大きな期待をしている。18地区それぞれに、支え合い会議があるが、それぞれが違うものになっている。現在、町内会は役員のなり手がなく、高齢化が進んでいる。メンバーが固定しており、加入率も低い。板橋区には 210 以上の町会・自治会がある。組織としては残っているが、うまく機能しない部分がある。そのような中で、支え合い会議はいろいろな人を巻き込

むということなので、若い世代も参加するのだと思う。今後、地域共生社会をめざしていくためには、いろいろな方が入ることが必要である。人と人の結びつきを町内会に求めるより、区は調整機能を果たしたほうがよいと思う。例えば、板橋区SDGsのプラットフォームのようなものがないと、人は集まらないので、そのような場をつくるのが大切だと思う。

PTAがなくなった地域もあるので、いろいろなところで人と人とのコミュニティが希薄になっている。支え合い会議が、いろいろな方の声が届く場になっていると感じており、期待している。

【川村部会長】

大変重要なお意見であり、地域保健福祉計画とも関連する話である。「地域」「地域住民」とは、非常に多義的な言葉であり、話をしても、お互いにイメージしている言葉の内容が違うということがよくある。地域住民というものを広くとらえ、自治会以外の部分にも目を向けることが必要だと思う。計画策定の際にも、そのような論点を大切にしていきたいと思う。

【菅原委員】

再犯防止推進計画における重点課題が6つ提示されているが、私からは意見、質問はない。警察で犯罪をした人を取り扱っていると、特に再犯の人は社会から孤立している人が多いという印象を受ける。そのような方たちに、計画を立てて支援を行っていることを周知していくことが、一番大切だと思う。社会から孤立していると、出所しても自暴自棄になる人も散見されるし、行政がどのような支援をしているのかを自ら調べようとする人はいないように思う。今までも周知していると思うが、もう一歩進んだ周知の方法をご検討いただくとよいと思う。

【川村部会長】

重要なお指摘だと思う。自暴自棄になると、自分の生活を立て直そうとする意欲や気力もなく、そのような方たちは制度につながりにくい傾向にある。重たい課題であり、そのような問題に、今後、取り組んでいかなければならないということだと思う。

【生活支援課長】

周知に関しては、必要な人に届くということが重要である。再犯以外にも、意識をもって情報をとりたいと考えている人以外に、情報を伝えることは難しいが、その方法を検討していかなければいけ

ないと思う。具体的な方法をご提示できないが、皆さまのお知恵も拝借しながら、少しずつでも、必要な人に情報が届くようにしたいと考えている。ご意見があれば、ぜひ事務局までお願いしたい。

【川村部会長】

必要な人に情報を周知することは非常に重要だが、周知されても行政やだれかに助けを求めるというアクションを起こしにくい人がいると思うので、その部分についても意識をしていく必要があると思う。助けを求めると事態が好転するという予測が立たなければ、勇気を持ち弱い自分をさらすことに抵抗を覚える方は少なくないと思う。

社会的な孤立に陥っている方は、公的サービスの利用意向が低いという研究結果がある。生活困窮の領域では、伴走型支援でご本人に寄り添い、少しずつ制度の存在を理解できるようにしていくことがなされている。この計画の対象者にだれがその役割を担うのかは非常に重要な論点だと思う。重層的支援体制整備事業の中にも、「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」があるが、それがより実効性をもつためにはどのようにしたらよいのか、この場で、皆さんと検討したいと思う。

【戸井副部会長】

矯正施設から出て、保護観察中の方は、4月1日現在で 88 名ということだが、警察段階で初犯、再犯で関わっている件数は、令和4年で 660 件とある。実際には、ここに挙がってきていないケースも多いと思う。何らかの地域の支援が必要だというときに、どこにつなげばよいのか、どのような周知をしたらよいのか、現状は区で、特に福祉事務所で多くご対応されていると思うが、今後も、どのようなことが板橋区でできるのか、ぜひご意見をいただきたいと思う。

【市川氏(延山委員代理)】

警察の生活安全課には、事件だけでなく、社会的に孤立してしまった人や社会的弱者の方が来られる。警察だけでは解決できない問題を、区の方にも相談している。その中で疑問に感じたことは、重点課題1「就労・居住の確保等」について、区で予算的な裏付けはあるのか。相談に来られる方は、貧困の状態の方がおられるが、警察では金銭的な支援はできないので、差し迫った方に対してはどのような対応をとればよいのか疑問に思っている。

【赤塚福祉課長】

福祉事務所関係を管轄している。具体的に、住居のあっせん、金銭的な予算はない。住居確保に関しては、生活保護という形なので、基本的にあっせんはかなり困難である。

【川村部会長】

住居の確保に関しては、仮に生活保護や生活困窮者自立支援制度の下であったとしても、高齢者の方が賃貸物件を借りようとする際、金銭的な条件を満たしていても、所得に限らず貸し渋りに合う場合が多いということが報告されている。おそらく、罪を犯された方だと、より困難な状況になると考えられる。そして、安定的な住まいを確保できたとしても、そこに安否確認や見守り、生活支援サービスが入らないと、地域での生活を安定的におくることが難しいと思われる。住まいの確保に関しては、金銭的な部分に加え、どのようにしたら継続的に地域生活を送ることができるのか、いわゆる居住支援が必要になる。重層的支援体制整備事業の社会参加の部分に関わってくるので、この計画の具体的な取組としてお示しいただけるとよいと思う。

【生活支援課長】

自立支援に関しては、他に住居確保給付金というものがあり、離職等の理由で住居を失った方に対して支給される給付金がある。ただ、今、取り上げられているものとは若干違うと思う。保証人を用意することが難しい場合があると思うので、区で実施している支援を洗い出し、どのような支援ができるのか、わかりやすく示した計画ができるようにしたいと考えている。

【川村部会長】

社会福祉行政の中でも、大きな課題として注目されている部分である。住居確保給付金に関しても改正があったし、住宅セーフティネット法でも居住支援により力を入れるように改正があった。以前にくらべて活用できる社会資源は増えていると思うが、緊急な支援が必要な方にどのような対応ができるのかは非常に重要な問題である。最近の法制度の改革も踏まえつつ、取組の検討をしていけるとよいと思う。

【室積委員】

私どもが、日々、扱っている再犯者で、表に見えている1人の方の下には、予備軍的な方が29人おられ、さらに、その下の予備軍的な方は300人といわれている。1人の再犯者の裏では、29人の相談を受けていると考えていただければよいと思う。29人の中には、緊急の支援を要する方が多い。6つの課題は、それぞれの課が担当されて取り組んでいるのだと思うが、一元的な窓口をつくっていただけると、警察としては非常に助かる。警察としては、その方を、何とか福祉につなげたい、支援していきたい、再犯しないようにしてほしいと願っているが、一元化された窓口がないと、次々に、初めから連絡し直す必要がある。1日で手続き等を済ますことができず、帰宅すると、また再犯してしまうという恐れもある。実際に、再犯することなく過ごせる場合もあるが、そうでない場合が29人ということである。今回の計画をたてるにあたり、具体的に、このようなケースはどのような対応をとればよいのか、どのような支援につなげていけばよいのかという情報を記載していただくと助かる。今後、警察と区が連携し、1人でも再犯者を出さないようにしていきたい。

【生活支援課長】

一元的な窓口、ワンストップの必要性は、再犯に限らず言われている。当然、実現したほうがよいが、現実的には知識を有する人が配置できるのかというような課題もある。現状より少しでも改善するために何ができるのかを検討しながら、計画に盛り込んでいきたいと考えている。

【川村部会長】

重層的支援体制整備事業に関しても、国は一元的な窓口をつくりなさいということではなく、各自自治体の状況に応じ、少なくとも制度の狭間が起きないように、各相談窓口の連携を高めるとか、複数の課にまたがる場合に会議にのせるしくみをきちんと整えとかいう方法を例示している。板橋区の現状を踏まえつつ、包括的な相談支援体制を整備していただけるとよいと思う。

【遠藤委員】

以前、足立区役所に派遣勤務していた。一元的な相談窓口に関しては、最近、足立区には「福祉まるごと相談課」という課ができた。うまく運営されているのかも含め、参考にいただけるとよいと思う。

警察は、犯人を捕まえることを目標にしているが、初犯、再犯に関係なく、そもそも事件を起こさせないように取り組んでいる。5ページに検挙者数が載っているが、刑法犯の認知件数はどれぐらいなのか。板橋区は23区で10位以内に入っていなかったのも、それほど犯罪が多いという印象はない。広くて人がたくさんいる区は、高い値になっている。

重点課題に「学校と連携した修学支援の実施」が挙げられているが、私どもは少年を扱っているので、修学支援の前に、そもそもの規範意識の醸成について、区として取り組んでいるのか。再犯防止計画の枠外になるのかもしれないが、お聞きしたいと思う。

【生活支援課長】

資料とは対象としている範囲が異なるが、警視庁の令和4年度の認知件数に関しては、2,726件と聞いている。

【指導室長】

規範意識の醸成については、基本的にはそれぞれの教育活動で行っているのだが、教科としては道徳の時間をつかったり、特別活動の中で係活動に取り組んだり、ボランティア活動に取り組んだりしている。また、各学校で薬物乱用防止教室やセキュリティ教室という形で、警察にもご協力いただきながら実施している。

【遠藤委員】

板橋区の人口はおおよそどれぐらいか。

【生活支援課長】

およそ58万人である。

【遠藤委員】

単純計算すると、犯罪の少ないまちだということだと思う。

各学校で薬物乱用防止教室やセキュリティ教室を実施していただいているということだが、警視庁でも、現在は警察官だけでなく、薬剤師の方も同行し実施している。ぜひ、ご利用いただきたい。

巢鴨少年センターは警視庁の少年育成課に属しているが、闇バイト、匿名流動型犯罪グループについては、暴力団対策課と連携し、弁護士と警察官でそのようなものに巻き込まれないように、啓発教室を実施している。ぜひ、ご活用いただきたい。警視庁生活安全部の考え方としては、無職の少年が関わりやすいので、義務教育のうちに規範意識を醸成することが大切だと考えている。小学校高学年を対象にするとよいのではないかと考えている。ぜひ、ご検討をお願いしたい。

【川村部会長】

貴重なご意見をいただいた。認知件数に関しては、必要に応じ、この計画に盛り込むこともご検討いただきたい。

【高田委員】

6つの柱の中の民間協力活動促進の中に、更生保護女性会が掲載されているが、柱の2番目のこれまでの取組成果の中にあるフードパントリーを、2つの組織に協力して実施している。

現在は、助成や支援しかできていないが、矯正施設に見学に行ったときに、タオルやせっけん等を持参している。また、誕生日を迎えた方に、ささやかなプレゼントと手紙を渡し、誕生会を実施している。その際に、今後のこと等をお話して、励ましの言葉をお伝えしている。それは保護観察所に報告している。

他には、保護司会の指導のもと、連携事業等に関する指導も受けている。以前は700人近くの会員がいたが、高齢化が進み、400人ほどになった。90歳以上の方もおられるが、可能な限り参加している。刑務所の施設見学は、一般の方はなかなか行けないので、会員を誘い、年に1回実施している。皆さんと協力しながら、会を盛り上げていきたいと考えている。

【川村部会長】

活動の状況をお伝えいただいた。意義のある活動を幅広く展開していただいていることがわかった。資料2の2番にフードパントリーが記載されているが、大変先駆的な取組だと思っていた。そのような助成が背景にあったことを知った。食べ物がない方にとって、大変重要な取組である。

人と人との関係性の中でしか育まれないものがあるので、手紙等は重要な活動だと思う。高齢者も参加しているということだが、このような地域住民の善意にもとづく活動を、どのようにして支えて

いくつか、この計画の中で議論すべきことだと思う。そのような方の活動をより安定的に、持続可能なものにしていくために、どのような条件が求められるのか、併せて検討したいと思う。

【太田委員】

私どもは地域つながり隊、地域福祉コーディネーターの取組の1つとして、定期的に出張なんでも相談会を実施している。どなたからのご相談も受けることができる。受けた相談は、区のサービス等、適切な相談窓口につなぐことが、地域福祉コーディネーターの一番の役割になっている。ただ、1回つないでも、社会的に孤立している方の場合、次の困り事が出てくることがある。その際には、再度、ここにつなげていただき、私どもが適切な窓口につなぐということになる。

また、「フレイル予防体操相談会」というものがあるが、なかなか相談会には参加しにくいということなので、体操や健康という興味をもっていただけそうな場と結びつけて相談会を実施している。体操をしているときに「実は」と、相談を受けることも多いので、今後もそのような取組を実施する予定である。参考にしていただけるとありがたい。

【川村部会長】

他にご意見等があればお願いします。

【特になし】

【川村部会長】

本日、多くの貴重なご意見をいただいた。事務局にてとりまとめ、次回は再犯防止推進計画の素案を検討部会で協議したいと思う。

議 事 閉会

議事内容

【川村部会長】

以上で第2回板橋区再犯防止推進計画検討部会を閉会する。